

大阪市告示第943号

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号。以下「公園条例」という。）第19条、
大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号。以下「体育館条例」という。）第
11条及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」とい
う。）第10条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年7月4日

大阪市長 横山英幸

1 担当課

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟9階

大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課

電話 06-6469-3870

2 業務の概要

（1）施設の名称及び所在地

ア 名称 八幡屋公園

所在地 大阪市港区田中3丁目1番

イ 名称 大阪市中央体育館（以下「中央体育館」という。）

所在地 大阪市港区田中3丁目1番40号 八幡屋公園内

ウ 名称 大阪市立大阪プール（以下「大阪プール」という。）

所在地 大阪市港区田中3丁目1番20号 八幡屋公園内

（2）業務の範囲

ア 施設の管理に関する業務

イ 施設の運営に関する業務

ウ 多様な主体との連携及び調整に関する業務

エ 利用促進・プロモーション等に関する業務

オ 指定管理期間終了に当たっての業務

カ その他業務

(3) 管理の基準

ア 休館日

① 中央体育館

毎月第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後最初に到来する休日以外の日）及び12月28日から翌年1月4日まで

② 大阪プール

ア 25メートルプール

月曜日（その日が休日に当たるときは、その日以後最初に到来する休日以外の日）及び12月28日から翌年1月4日まで

イ 50メートルプール及び飛び込みプール

月曜日（その日が休日にあたる時は、その日以後最初に到来する休日以外の日）を除く5月1日から9月30日まで開館

ウ アイススケート場

月曜日（その日が休日に当たるときは、その日以後最初に到来する休日以外の日）を除く1月2日から3月31日まで及び11月1日から12月27日まで開館

イ 開館時間

① 中央体育館

午前9時から午後9時まで

② 大阪プール

午前9時から午後9時まで

ウ 休館日及び開館時間等の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があると

きは、本市の指示により休館日若しくは開館時間を変更することがある。

また、市民サービス向上のための開館日の拡大や開館時間の延長、施設の有効活用を図るため休館日に指定管理者による自主事業を実施する場合など、あらかじめ市長の承認を得て、休館日若しくは開館時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより取り扱うこと

（４）指定を行おうとする期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

3 申請資格等

申請できる者は、指定申請書提出時点において次に掲げる要件を満たした法人その他の団体（以下「法人等」という。）、若しくはその連合体とし、個人での申請はできない。

（１）申請法人等の資格

ア 法人等に関する要件

- ① 公園条例第21条、体育館条例第13条及びプール条例第12条の規定に該当していないこと
- ② 地方自治法施行例第167条の4の規定に該当していないこと
- ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと
- ⑤ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴

力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

- ⑥ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の滞納がないこと
- ⑧ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入の必要がないものを除く）
- ⑨ 公園及びスポーツ施設の運営実績（いずれの業務も人材派遣のみの実績は除く。）が、申請時において3年以上あること

イ 連合体に関する条件

- ① 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。
- ② 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。
- ③ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。
- ④ 連合体として上記アの要件を満たすこと。
- ⑤ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する要件

- ① 上記アの要件を満たすこと。
- ② 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、公園条例第22条、体育館条例第14条及びプール条例第13条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市の議決があったのち、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付方法

令和7年7月4日（金）から、経済戦略局のホームページよりダウンロードすることができる。

(2) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1担当課に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類
- ③ 指定管理者指定申請に関する誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 役員の履歴書
- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑧ 法人の登記事項証明書
- ⑨ 法人等の印鑑証明書
- ⑩ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し
- ⑪ 事業報告書

- ⑫ 法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書
- ⑬ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑭ 法人税等の申告書の写し
- ⑮ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑯ 応募資格等を有していることが確認できる書類の写し
- ⑰ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑱ 障がい者雇入れ計画書
- ⑲ 社会保険等の加入状況の写し
- ⑳ 支払い賃金に関する提案書
- ㉑ 施設の管理運営に関する事業計画書
- ㉒ 施設の管理運営に関する収支計画書、収支計画明細
- ㉓ 同種施設の運営実績
- ㉔ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

令和 7 年 8 月 25 日（月）から同年 8 月 29 日（金）の午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

5 申請するものに要求される事項

指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合にはこれに応じること

6 その他

- （１）本件募集は、八幡屋公園、中央体育館、大阪プールを一括した施設で 1 の指定管理者を選定する募集とする。
- （２）指定手続において使用する言語 日本語
- （３）詳細は募集要項による。

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）